

チェック ← 必要な書類が揃っているか確認し、確認できたものは「チェック」欄に○をつけてください。

全員が提出する書類

① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規)	※ <u>患者本人の加入医療保険情報の記載が必要です。</u>
② 世帯調書	
③ 臨床調査個人票(新規) 【取得窓口】医療機関	※ 「 <u>難病指定医</u> 」が記載した、記載日から3か月以内のもの ※ 「 <u>指定医番号(10桁)</u> 」が記載されていることを確認してください。
④ 同意書(医療保険の所得区分確認)	
⑤-1 患者等のマイナンバー確認書類【提示】 マイナンバーカード(両面)・マイナンバーが記載された住民票・通知カード(両面) ※ 転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合は、マイナンバー確認書類として扱えません。	
⑤-2 本人確認書類【提示】 【1種類で可】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等、写真付き身分証明書 【2種類必要】有効な健康保険証、年金手帳、住民票(マイナンバー確認書類と併用不可)、児童扶養手当証書、特定医療費(指定難病)受給者証等	
⑥ 加入医療保険の種類によって必要になる書類	※裏面参照 マイナンバー連携をする場合、しない場合により必要な書類が異なります。
⑦ 支給認定基準世帯員のマイナンバー確認書類	
⑧ 世帯全員の住民票	
⑨ 市町村民税所得課税証明書	
⑩ 加入医療保険が確認できる書類の写し	

【該当者のみ】⑪ 特例の申請をする場合 ※申請書の該当欄に「○」を記載し、下記の書類を添付してください。

<p>◆ 軽症者特例(軽症高額基準該当者)</p> <p>認定するための重症度の基準を満たしていないが、申請日を含む過去12月以内に指定難病の治療にかかる医療費総額(10割)が33,330円を超える月数が3か月以上ある方は医療費助成の対象となります。(発症日以降の当該疾患の治療に係る医療費に限る。)</p> <p>【申請に必要な書類】</p> <p>ひと月の医療費総額が33,330円を超えることが確認できる以下の書類を合わせて3か月分</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書及び当該医療の内容が確認できる診療明細書や調剤明細書の写し並びに医療費申告書(※)</p> <p>※ 様式は県ホームページまたは保健所にあります(提出した領収書等の内容を記載)</p>
<p>◆ 高額かつ長期</p> <p>指定難病か小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちだった方で、申請日を含む過去12月以内に指定難病の治療にかかる医療費総額(10割)が50,000円を超える月数が医療受給者証の有効期間内で6か月以上ある方は、自己負担上限額が軽減されます。(階層区分がC1、C2、Dに該当する方のみ)</p> <p>【申請に必要な書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 指定難病または小児慢性特定疾病の自己負担上限額管理票の写し(6か月分)</p> <p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し(小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちだった方のみ)</p>
<p>◆ 人工呼吸器等装着</p> <p>人工呼吸器又は体外式補助人工心臓(該当疾患のみ)を装着しており、下記の両方に該当する方は、自己負担上限月額が1,000円に軽減されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者であること ・<u>日常生活動作が著しく制限されている者</u>であること <p><input type="checkbox"/> 人工呼吸器(臨床調査個人票の「人工呼吸器」欄が全て記載されていることを確認。)</p> <p><input type="checkbox"/> 体外式補助人工心臓(臨床調査個人票の「補助循環」欄が全て記載されていることを確認。)</p>

【該当者のみ】⑫ 生活保護を受給している場合

<p><input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(生計を同一にする全員が記載されたもの)</p> <p>※ 「⑨市町村民税所得課税証明書」と「⑩加入医療保険が確認できる書類の写し」は提出不要です。</p>

【該当者のみ】⑬ 世帯内按分の申請をする場合

<p>患者と同じ医療保険上の世帯内に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方がいる場合、負担が増えないよう、世帯内の対象患者の人数で負担限度額が按分されます。</p> <p>申請書の「<input type="checkbox"/>難病 <input type="checkbox"/>小慢(該当するものにチェック)」及び按分対象者の氏名と受給者番号を記載し、<u>按分対象者の方の下記の書類を添付してください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し</p>

【該当者のみ】⑭ 支給認定基準世帯が非課税の場合

⑭ 自己負担上限額に係る申告書兼同意書

患者本人の収入金額を確認するために必要な書類です。年金等の給付を受けており、1年間の受給額が80万円以下の場合には、受給額が分かる書類の写しを添付してください。

※受給額は、1月～6月に新規申請する場合は一昨年（1月～12月）までの受給額、7月から12月に新規申請する場合は前年（1月～12月）までの受給額としてください。

※「公的年金等の収入金額」の年間の受給額 及び「合計所得金額」の合算が80万円を超える場合は、⑭の提出を省略できます。

マイナンバー連携をする場合

⑥ 加入医療保険の種類によって必要になる書類

支給認定基準世帯員の全員分のマイナンバーを「②世帯調書」に記載した場合、「⑧世帯全員の住民票」と「⑨市町村民税所得課税証明書」と「⑩加入医療保険が確認できる書類の写し」が省略できます。ただし、患者の加入医療保険により省略出来ない場合があります。

	患者の加入医療保険	必要なマイナンバー
ア	市町村の国民健康保険(例:〇〇市、〇〇町、〇〇村)	(1)同一世帯で患者と同じ医療保険に加入している全員を「②世帯調書」に記載してください。 (2)「②世帯調書」に記載した全員のマイナンバー確認書類を提示してください。
イ	岐阜県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療制度)	
ウ	国民健康保険組合(例:建設国保、建設連合等)	
エ	被用者保険(例:全国健康保険協会、企業の健康保険組合、共済組合船員保険等)	(1)住民票が異なる場合も含めて、患者と被保険者(医療保険の加入者)を「②世帯調書」に記載してください。 (2)「②世帯調書」に記載した全員のマイナンバー確認書類を提示してください。

書類を省略できない場合

◆以下のいずれかに該当する場合は、「⑨市町村民税所得課税証明書」を省略できないため、提出をお願いします。

- ・患者の加入医療保険が国民健康保険組合の場合。
- ・患者の加入医療保険が被用者保険で、被保険者(医療保険の加入者)が非課税の場合。
- ・支給認定基準世帯員(全員又は一部の方)が、市町村民税の申告をしていない。
- ・支給認定基準世帯員(全員又は一部の方)が、市町村民税の申告をしているか分からない。

◆支給認定基準世帯員の一部の方のマイナンバーの記載がない場合、「⑧世帯全員の住民票」の提出が必要になります。

⑦ 支給認定基準世帯員のマイナンバー確認書類(写し可)

マイナンバーカード(両面)・マイナンバーが記載された住民票・通知カード(両面)

※ 転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合は、マイナンバー確認書類として扱えません。

マイナンバー連携をしない場合

⑧ 世帯全員の住民票

【取得窓口】市役所・町村役場

※「続柄：記載有」の発行日から3か月以内のもの

※ 保護者が申請する場合は、保護者も含まれているもの

※ マイナンバーの記載がないもの

⑨ 市町村民税所得課税証明書

【取得窓口】市役所・町村役場(税務課)

⑩ 加入医療保険が確認できる書類の写し(有効な健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ) 【取得窓口】保険者

	患者の加入医療保険	必要な市町村民税所得課税証明書	必要な加入医療保険が確認できる書類の写し
ア	市町村の国民健康保険 (例:〇〇市、〇〇町、〇〇村)	同一世帯で患者と同じ医療保険に加入している全員分 ※市町村の国民健康保険の場合、中学生以下は提出不要。 (収入がある場合は提出要)	同一世帯で患者と同じ医療保険に加入している全員分
イ	岐阜県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療制度)		
ウ	国民健康保険組合 (例:建設国保、建設連合等)		
エ	被用者保険 (例:全国健康保険協会、企業の健康保険組合、共済組合船員保険等)	本人	患者(被保険者本人)
		家族	患者 ※被保険者本人が非課税の場合は患者の市町村民税所得課税証明書も必要です。

※マイナンバーや身分確認の書類といった提示する書類については、郵送による申請の場合、コピーを同封してください。(簡易書留等、配達状況が分かる方法で郵送してください。)